

# 緊急事態宣言解除に伴う、会議、イベント等の開催 に関する判断基準等について

みよし市

令和2年5月26日

国、県の「緊急事態宣言」解除を受けて、市が主催する会議、イベント等については、今後、継続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践したうえで、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、国、県の示す指針等に準じ、以下の方針に基づき、開催の判断や対応を行うこととする。

## 1 開催する会議、イベント等

会議、イベント等の開催にあたっては、以下の点に留意して適切な感染予防対策を講じて実施する。

- (1) 参加者の掌握が可能で、その会議、イベント等の前後も含めた適切な感染予防対策の実施が可能なもの  
例) ・参加時に参加者各自の体温や症状の有無を確認していただき、具合の悪い方の参加を遠慮していただく。  
・過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加を遠慮していただく。  
・感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方の参加を遠慮していただく。  
・会場に入る際の手洗いや消毒が実施できるような場を確保する。  
・主に参加者の手が触れる場所に対し、アルコール等での除菌、拭き取りを行う。  
・飛沫感染等を防ぐため、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットの徹底を図り、出席者にはマスクを着用してもらう」などの対策を行う。
- (2) 「換気が悪く」、「多くの人々が密集し」、「近距離での会話や発声が行われる」など、クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避が可能なもの

例)・換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。

- ・人を密集させない環境を整備する。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ・開催時間が短縮できるよう、内容をできる限り簡素化するなど工夫する。
- ・大きな発声をしなくてよい環境づくりを行う。
- ・筆記用具やマイクなど共有物の適正な管理を行い、消毒を徹底する。

(3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と、行政機関による調査への協力が可能なもの

例)・参加者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡を取り、症状の確認や、場合によっては保健所などの機関に連絡がとれる体制を確保する。

- ・参加した個人に対し、保健所などの聞き取りへの協力や、濃厚接触者となった場合は、2週間を目安とした自宅待機の要請が行われることを周知する。

## 2 開催するにあたり、特に留意する会議、イベント等

以下の会議、イベント等を開催する場合は、特に上記1の規定に留意し徹底した感染防止対策を講じることとし、その対策が整わない場合は、延期または中止するなど慎重に対応する。

- (1) 不特定多数の出席・来場が可能で、濃厚接触等の感染拡大のリスクが大きいと判断されるもの
- (2) 換気の悪い「密閉」空間、多数が集まる「密集」場所、間近で会話や発声をする「密接」場面の「三つの密」の状態により、クラスター（集団）感染発生リスクが大きいと判断されるもの
- (3) 感染拡大している地域や国からの移動者が、参加する可能性が高いと判断されるもの

## 3 上記以外に開催する会議、イベント等

上記1及び2にかかわらず、以下に該当するものは開催するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等対策業務に関する会議等
- (2) 市政の運営上、重要かつ、緊急を要する会議等

- (3) その他、中止・延期することによる市民生活等への影響が大きい会議、イベント等

#### **4 判断基準の対象範囲**

市が主催するイベントの他、市が関与する実行委員会等によるイベントについても同様の方針で検討を行うこととする。

検討に当たっては会場責任者などの関係者と十分な調整を行い、必要に応じて市ホームページ及び出席予定者への周知の他、報道発表を行う。

#### **5 状況変化に対する対応**

本基準に基づき「開催」として判断した場合においても、その後の新型コロナウイルス感染症の発生状況や国、県等から示される指針等を注視し、その都度実施の有無を検討する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のためのイベント等の中止・延期に関する判断基準等について（令和2年2月21日策定）」に基づき、開催及び中止、延期等の判断や対応を行うものとする。

#### **6 市民病院の判断基準**

市民病院については、市の基準ではなく、独自の基準で対応する。